



平成27年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社神鋼環境ソリューション
代表者名 取締役社長 重河 和夫
(コード 6299 東証二部)
問合せ先 総務部長 芳野 真弘
(TEL. 078-232-8018)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の当社第61回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、会社法第427条に定める役員の実任責任の責任限定契約の規定につき、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことから、現行定款第28条及び第39条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(<u>社外</u> 取締役との責任限定契約) 第28条 本会社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役との責任限定契約) 第28条 本会社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第29条～第38条 (条文記載省略)	第29条～第38条 (現行どおり)
(<u>社外</u> 監査役との責任限定契約) 第39条 本会社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役との責任限定契約) 第39条 本会社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成27年6月25日
定款変更の効力発生日 : 平成27年6月25日

以 上